

利用者負担制度について

1 経緯

- ・利用者負担制度は、H26. 7 から、「山頂を目指す登山者を対象」、「原則 1,000 円の任意の協力金（寄附金）」、用途を「五合目以上の環境保全・登山者安全対策のうち、新規又は拡充事業に係る経費」として本格実施。
- ・H30 に、「対象者を五合目から先に立ち入る来訪者に変更」、「新規又は拡充事業という条件を撤廃」する制度改正を実施（適用は R 元から（対象者変更）及び R 2 から（条件撤廃））。
- ・協力率の向上とともに、不公平感が高まり、公平性の確保が求められる。R 元の利用者負担専門委員会で、「受益者負担の概念を加えながら、義務的な料金とする制度の構築を目指し、R 2 に骨子案を策定する」ことが承認。

2 今年度の対応

- ・作業部会の合意(今回)及び遺産協議会の承認(書面決議を予定)を経て、「義務的な料金とする制度」の骨子案策定に本格着手する。
- ・骨子案の内容等については策定途中の段階で、作業部会に示し、意見の反映等をする。

3 スケジュール

年 月	内 容
R 2 5 月～6 月	骨子案策定についての作業部会委員意見照会（今回）
6 月～7 月	上記について遺産協議会の承認
10 月～11 月	・利用者負担専門委員会①（骨子案の作成） ・作業部会①（経過報告）
R 3 2 月～3 月	・利用者負担専門委員会②（骨子案のまとめ） ・作業部会②（骨子案についての合意）
3 月下旬	遺産協議会（骨子案の承認）

※別途、利用者負担専門委員会のワーキンググループによる制度検討、必要に応じて、国、地元関係者等との協議・調整を行う。